



市 章

大津市公報

令 和 5 年 9 月 29 日
号 外 (第 51 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 70 大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則…………… 1
- 71 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則……………10
- 72 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………12

規 則

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則を公布する。

令和5年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第70号

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請に係る添付書類)

第2条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、事前確認適合証（当該管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類であって、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが発行するものをいう。）とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の認定の申請、法第5条の6第1項の認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の変更の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）は、市長が法第5条の4（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。次条及び第9条において同じ。）の規定による認定をする前にその申請を取り下げようとする場合には、管理計画の認定申請取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(不認定の通知)

第4条 市長は、法第5条の4の規定による認定をしないこととしたときは、管理計画不認定通知書（様式第2号）により、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第5条 法第5条の8の報告（次項において「管理状況の報告」という。）の徴収は、管理計画認定マンション管理状況報告徴収書（様式第3号）により行うものとする。

2 管理状況の報告は、管理計画認定マンション管理状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による命令は、管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

(管理の取りやめの申出)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第6号）により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の通知は、認定管理計画の認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(公表)

第9条 市長は、法第5条の4の規定による認定をし、かつ、申請者が同意した場合においては、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他の事項を公表することができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

管理計画の認定申請取下届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住所
氏名

大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第3条の規定に基づき、申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

1 申請年月日

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

4 取下げの理由

様式第2号 (第4条関係)

管理計画不認定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあったマンションの管理に関する計画については、認定（認定の更新・変更の認定）をしないこととしたので、次のとおり通知します。

認定（認定の更新・変更の認定）をしないこととした理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第3号(第5条関係)

管理計画認定マンション管理状況報告徴収書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、次のとおり管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

1 報告を求める管理計画認定マンション

- (1) 認定コード 第 号
(変更認定を受けている場合は、直近の変更認定に係る認定コード)
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けている場合は、直近の認定年月日)

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 提出期限及び報告先

- (1) 提出期限 年 月 日
- (2) 報告先

様式第 4 号 (第 5 条関係)

管理計画認定マンション管理状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定管理者等 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で報告を求められた管理計画認定マンションの管理の状況について、次のとおり報告します。

1 報告する管理計画認定マンション

- (1) 認定コード 第 号
(変更認定を受けている場合は、直近の変更認定に係る認定コード)
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けている場合は、直近の認定年月日)

2 報告内容

- (注) 1 報告内容に関する必要書類を添付してください。
2 報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

様式第5号 (第6条関係)

管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり管理計画認定マンションの管理の改善に必要な措置を命じます。

1 改善措置を命ずる管理計画認定マンション

- (1) 認定コード 第 号
(変更認定を受けている場合は、直近の変更認定に係る認定コード)
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けている場合は、直近の認定年月日)

2 とるべき措置の内容

3 改善の期限

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号 (第7条関係)

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定管理者等 住 所
氏 名
電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、大津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

1 管理を取りやめる管理計画認定マンション

- (1) 認定コード 第 号
(変更認定を受けている場合は、直近の変更認定に係る認定コード)
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けている場合は、直近の認定年月日)

2 管理を取りやめる理由

様式第7号 (第8条関係)

認定管理計画の認定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



マンションの管理に関する計画に係る認定（変更の認定）について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき取り消したので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 認定を取り消した管理計画

- (1) 認定コード 第 号
(変更認定を受けている場合は、直近の変更認定に係る認定コード)
- (2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けている場合は、直近の認定年月日)

2 認定を取り消した理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第71号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

<p>申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無</p>	<p>有（氏名・受給者番号）・無</p>
------------------------------------------------------------------	----------------------

を

「

<p>申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無</p>		<p>有（氏名・受給者番号）・無</p>
<p>小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（診断年月日等） 【新規のみ記入】</p>	<p>年 月 日</p>	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 <p>()</p>

に

改め、同表注中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日まで遡ることができます。ただし、申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最大で3か月前）の同じ日までを限度とします。

様式第12号（表）中

<p>申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無</p>	<p>有 (氏名・受給者番号) ・ 無</p>
------------------------------------------------------------------	--------------------------

<p>申請する受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無</p>	<p>有 (氏名・受給者番号) ・ 無</p>	
<p>小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 (診断年月日等) 【病名の追加・変更を行う場合のみ記入】</p>	<p>年 月 日</p>	<p>【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため</p> <p><input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため</p> <p><input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>()</p>

改め、同表注中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日まで遡ることができます。ただし、申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最大で3か月前）の同じ日までを限度とします。

様式第15号中

<p>申請の種別</p>	<p>1 病院又は診療所 2 薬局 3 指定訪問看護事業所</p>
--------------	---------------------------------------------

<p>申請の種別</p>	<p>1 病院又は診療所 2 薬局 3 指定訪問看護事業所</p>
<p>変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第72号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項第2号ア中「2人」を「4人」に改め、同号エ中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。